# 公　告

諸　事　項

## 犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

令和８年11月16日　長崎地方検察庁佐世保支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第８条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。

記

1　不開始決定番号　長崎地方検察庁佐世保支部　令和８年第１号
2　不開始決定の年月日　令和８年11月16日
3　犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判
⑴　裁判所名　長崎地方裁判所佐世保支部
⑵　裁判年月日　令和８年６月18日
⑶　確定年月日　令和８年６月24日
⑷　被告人の氏名又は名称　本田　瑞希
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、令和８年１月14日、氏名不詳者らが、長崎県五島市内に居住する被害者方に電話をかけるなどし、被害者に対し、電話の相手が被害者の息子等であり、被害者の息子が現金100万円を至急必要としているので、被害者の息子のため代わりに行く弁護士に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、同日、被告人が、長崎市内において、被害者に対し、前記弁護士になりすまして、被害者に、電話の相手が被害者の息子等であり、被害者の息子が現金を至急必要としており、前記弁護士が被害者の息子のために現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、被害者から現金100万円の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させたものである。
（罪　　名）
詐欺
4　不開始決定をした理由
犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管できず、今後もこれを保管することとなる見込みがないと認めるため。
5　この公告に関する問い合わせ先
〒857―0801　長崎県佐世保市祇園町21番１号
長崎地方検察庁佐世保支部　犯罪被害財産支給手続担当
電話番号　0956―23―1131

○　上記犯罪被害財産支給手続を開始しない決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（長崎地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記５のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　犯罪被害財産支給手続を開始しない決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（長崎地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第２００号**
群馬県太田市西新町48番地３　メイプルハイムＣ―101号
債務者　平井　尚基
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　真明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（フ）第１８５６号**
福岡市中央区長浜１丁目３番25―814号　オーベルウェルス天神
債務者　高崎　信芳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１９８０号**
福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番２号、前住所福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番１号
債務者　渋谷　直之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１９８１号**
福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番２号、前住所福岡県大野城市南ケ丘７丁目21番１号
債務者　渋谷　由美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第９４３号**
仙台市宮城野区車町101番地の２　ミッドタウン第百ビル203
債務者　富田　真人
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第３４１号**
群馬県伊勢崎市韮塚町1177番地４　カーサ・エクセルＤ201
債務者　加藤さとみ
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第４８２号**
新潟市西区大学南１丁目6696番地９　みなみ101、前住所新潟市中央区川端町２丁目11番地３　ダイアパレス川端町703号
債務者　石田　憲紹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部